

諮問番号：諮問第7号（令和3年2月18日諮問）

答申番号：答申第7号（令和3年4月21日答申）

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年9月2日に提起した審査請求に係る審査庁の審査請求は却下すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和2年1月20日、処分庁に対し、鹿児島市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、開示請求に係る公文書の件名又は内容を「鹿児島市郡山町●●●●番●●に隣接する鹿児島市所有の公有地に関する行政文書すべて、及びその公有地につき市民に説明を拒否する根拠が分かる行政文書、マニュアルすべて」とする公文書開示請求を行った（令和2年1月20日付け公文書開示請求書）（以下「本件開示請求」という。）。
- 2 処分庁は、令和2年2月3日、「市道境界協定伺」（乙2号証）（以下「本件文書1」という。）と「寄付受入について（伺い）」（乙3号証）（以下「本件文書2」という。）を対象文書とし、個人の生年月日、実印の印影に関する情報、土地家屋調査士の職印の印影及び法人の代表者の印影部分を不開示として、公文書一部開示決定を行った（乙1号証）（以下「本件処分1」という。）。
- 3 その後処分庁は、同月12日、本件文書1及び本件文書2の他に開示の対象となる公文書が見つかったため、職権により本件処分1を取り消し（乙4号証）、「市道境界証明申請書」（乙6号証）（以下「本件文書3」という。）を開示の対象に追加して、公文書一部開示決定を行った（乙5号証）（以下「本件処分2」という。）。
- 4 審査請求人は、同月15日、本件処分2に対し、審査請求の趣旨及び理由に「ほかに行政文書があるはず。」と記載し、同処分の取り消しを求める審査請求を行った（乙7号証）（以下「別件審査請求1」という。）。
- 5 処分庁は、本件文書1から本件文書3までの他に開示の対象となる文書が見つかったため、同年9月1日、職権により本件処分2を取り消した（甲1号証及び乙8号証）（以下「本件取消処分」という。）。そして同時に、「平成15、16年度に登記を行った土地の一覧（一部）」（乙13号証）（以下「本件文書5」という。）、「平成16年度土地取得及び登記管理台帳（一部）」（乙14号証）（以下「本件文書6」という。）及び「地籍図（郡山町発行）」（乙15号証）（以下「本件文書7」という。）を全部開示する公文書開示決定を行い（甲2号証及び乙12号証）（以下「本件処分3」という。）、さらに、本件文書1乃至本件文書3に加え「登記済証」（乙10号証）（以下「本件文書4」という。）を開示の対象として公文書一部開示決定を行った（乙9号証）（以下「本件処分4」という。）。

- 6 審査請求人は、同月2日、本件取消処分、本件処分3及び本件処分4に対し、審査請求（本件取消処分に対する審査請求を以下「本件審査請求」という。）を行った。なお、別件審査請求1については、審査請求をする法律上の利益がなくなったとして、鹿児島市長が同年10月6日付けで却下の裁決を行った（乙11号証）。
- 7 審査庁は、令和3年2月18日、「本件審査請求は、却下すべきである。」として、鹿児島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問をした。
- 8 鹿児島市長は、同年3月31日、本件処分3に対する審査請求について却下の裁決を、本件処分4に対する審査請求について棄却の裁決を行った。

第3 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

- (1) 取消しにかかる案件は、現在審査請求中である。
- (2) 本件条例第12条第1項に記載がある期間を大幅に過ぎている。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に、職権で取り消しできる条文が見当たらない。
- (4) 審査請求人は、処分庁からなされた開示に対し「もっと文書があるのではないですか」と尋ねたが処分庁は何も言わなかった。そこで審査請求をした。審理が継続していれば、認容裁決が出る可能性は非常に高かった。しかし処分庁は、審査庁と協議のうえ、開示決定を職権で取り消し、審査請求人に却下裁決をした。これにより審査請求人は意見を言えなくなり、審査請求の審理もされず、処分取消訴訟をする道も閉ざされた。この職権取消しは、鹿児島市が裁決を出さないために行った行為である。処分庁の行為は人権侵害である。

よって処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が「現在審査請求中である」と主張する審査請求は、令和2年10月6日付けで却下裁決がされている。
処分庁は、審査請求人から開示請求があつて14日後に令和2年2月3日付けで本件処分1を行っているので期間を過ぎていない。
- (2) 処分庁は自ら違法や不当を認めて一度を行った処分を職権により取り消すことができる。相手方の利益を保護する観点から制限される場合はありうるが、本件において、審査請求人は、該当する公文書の開示を求めて開示請求しており、処分庁の行った職権取消しは、開示文書を追加するために行ったものであるから、審査請求人の利益にかなうもので、適法であり、請求は棄却されるべきである。

3 審理員の判断の要旨

- (1) 審査請求をすることができる「行政庁の処分に不服がある者」（行政不服審査法第2条）とは、違法な処分により侵害され、回復すべき権利又は法律上の利益を有する者である。
- (2) 本件条例に基づく開示請求をした者が有するのは、本件条例に基づき請求に係る公文

書の開示を受ける法律上の利益である。

- (3) 本件取消処分は、処分庁が、本件処分2を行ったところ、審査請求人から「ほかに行政文書があるはず」との理由で審査請求がなされ(乙7)、開示すべき文書に漏れがあることに気づき、文書を追加した開示決定をするために行ったものである。

本件処分4は、本件処分2に対象文書を追加したものであるから、本件処分2を内包したものである。

- (4) そうすると、仮に本件取消処分を取り消したとしても、開示対象としている文書のより少ない本件処分2が復活するだけであり、審査請求人の有する、請求に係る公文書の開示を受ける法律上の利益の回復にならない。本件取消処分が取り消され、かつ本件処分3及び本件処分4が取り消されないとすれば、一部重複した処分が併存するだけである。本件取消処分、本件処分3及び本件処分4が全て取り消されたとすれば、開示対象となる文書がより少ない本件処分2のみが残存することとなるが、そのような結果は、審査請求人の有する、本件条例に基づき請求に係る公文書の開示を受ける法律上の利益の回復にならない。このことは、審査請求人が、開示対象文書が足りないことを不服として本件処分2に対し審査請求したことからも自明である。

対象文書が足りないことを不服とするならば本件処分3及び本件処分4に対して審査請求をすれば足り、不開示部分を不服とするならば本件処分4のみに対し審査請求をすれば足りる。

審査請求人は、本件取消処分に至るまでの経緯及びその後審査請求をしたことについて主張するが、上の判断を左右する主張や証拠は認められない。

- (5) 以上から、本件取消処分は取り消されても、審査請求人には、回復されるべき権利又は法律上の利益がなく、却下されるべきである。

なお、職権取消しの適否については、本件審査請求を却下するべきであるから、判断を要しない。

第4 審査会の判断等

- 1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 令和3年2月18日 審査庁からの諮問を受けた。
(2) 令和3年3月22日 諮問の審議及び答申案の審議を行った。

- 2 審理員の審理手続について

審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

- (1) 審理員の指名

審査庁は、令和2年11月9日、本件審査請求を担当する審理員として、鹿児島市総務局総務部総務課の職員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

- (2) 審理手続

ア 審理員は、令和2年11月10日付けで、処分庁に対し、弁明書及び証拠書類を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、令和2年11月26日付けで、弁明書及び証拠書類を提出した。

ウ 処分庁は、令和2年12月10日付けで、弁明書2及び証拠書類を提出した。

エ 審理員は、令和2年12月14日付けで、審査請求人に弁明書、弁明書2及び証拠

書類を送付するとともに、反論書等の提出を求めた。

オ 審査請求人は、令和3年1月12日付けで、反論書及び証拠書類を提出した。

カ 審理員は、令和3年1月18日に審理手続を終結し、同月25日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続には、特段違法又は不当と認められる点は伺われない。

3 審査会の判断の理由

(1) 審査請求の利益の有無

行政庁の処分不服がある者は審査請求をすることができる（行政不服審査法第2条）ところ、「行政庁の処分不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき（最高裁昭和49年（行ツ）第99号・同53年3月14日第三小法廷判決）と解される。

本件条例に基づく開示請求をした者が有する法律上の利益等については、審理員の意見書（上記第3の3(2)から(4)まで）のとおりであり、仮に本件取消処分が取り消され本件処分2が復活したとしても、既に本件処分2、本件処分3及び本件処分4に係る審査請求に対する裁決は出されていることから、本件取消処分は、取り消されても審査請求人には回復すべき法律上の利益がないため、却下すべきであるといわざるを得ない。

(2) 職権による本件取消処分の適否

上記のとおり、本件取消処分は、取り消されても審査請求人には回復すべき法律上の利益がないため却下すべきであるから、処分庁による職権に基づく本件取消処分の適否については、審査会の判断を要しない。

4 以上により、本件審査請求は審査請求の利益を欠き適法ではないものと認められるので、審査会は、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

5 付言

結論を左右するものではないが、本件審査請求に至る経緯において、処分庁が2度にわたり特定すべき対象公文書を見落としした点については、その後決定をやり直しているものの、本件条例の目的である「市民の知る権利の尊重」（本件条例第1条）に照らし、好ましいものではない。処分庁は、対象公文書の特定に当たっては過不足のないよう慎重に確認を行うべきである。